

# 危機管理基本規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）の危機管理に関する基本方針及び基本的事項を定め、危機発生時に迅速かつ適切な対応をすることにより、本連盟の役職員等及び選手の安全確保を図るとともに、本連盟の社会的責任を果たすこと及び社会的信用を確保することを目的とする。

2 この規程は、本連盟の危機管理に関する最上位規範と位置付ける。ただし、個別の危機について規程・要領等により定めがある場合には、それに従う。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、本連盟の危機管理を対象とし、本連盟の役職員等及び選手に適用する。

## (用語の定義)

第3条 用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 「危機」とは、本連盟の役職員等及び選手の身体生命に影響を及ぼす事態又は本連盟の運営に重大なダメージを与えうる事態（例えば、本連盟が社会的信用失墜となるなど報道対応が必要となる場合等）であって、緊急なる対応を要する状況をいう。
- (2) 「役職員等」とは、正会員、技術支援会員、賛助会員、特別会員、理事、監事、会長、参与、職員及び水泳競技大会等に参加するボランティアをいう。
- (3) 「選手」とは、本連盟が選出・派遣し、水泳競技大会等に出場する選手（競技会参加会員）をいう。

## (最高責任者)

第4条 本連盟における危機管理の最高責任者は、理事長とする。

2 理事長が不在等で業務を遂行できない場合においては、危機管理責任者が代行する。

## (危機管理責任者)

第5条 本連盟における危機管理責任者は、担当常務理事とする。

2 担当常務理事が不在等で業務を遂行できない場合においては、他の常務理事が代行する。

3 危機管理責任者は、危機の情報を集約した事務局長からの報告に基づき、危機レベルを判定する。

## (主管部署)

第6条 危機管理の実務については、事務局（神戸事務所）が主管する。

## (危機管理委員会)

第7条 この規程の実効性を確保するために、理事会の決議により本連盟に危機管理委員会を設置する。なお、最高責任者は、危機管理責任者が判定した危機レベルに基づき危機管理委員会を招集することができる。

2 危機管理委員会の長（以下「危機管理委員長」という。）は、最高責任者とする。

3 危機管理委員会は、危機管理委員長のほか、危機管理委員長が指名した者（以下「危機管理委員会委員」という。）により構成し、危機管理委員会委員は委員長を補佐する。

4 危機管理委員長は、危機対応を適切に行い、被害を最小限にすることを目的として、以下の役割を果たす。

- (1) 危機に関する本連盟内外の情報の収集及び分析
- (2) 危機に関する対応方針の決定
- (3) 情報の開示方針、マスコミ等報道機関への対応方針の決定
- (4) その他、危機管理委員長が必要と判断した事項の決定

5 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

（危機管理委員会事務局）

第8条 危機管理委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 危機管理委員会事務局の長（以下「危機管理委員会事務局長」という。）は、事務局長とする。

3 危機管理委員会事務局長は、必要な者を指名し危機管理委員会事務局員とすることができる。

（事前対策）

第9条 危機管理責任者及び事務局は、本連盟の実施する事業に関連して想定される危機に関して、予め洗い出し、必要な対策を講じる。

（危機情報の報告）

第10条 役職員等及び選手は、危機等の発生又は発生の兆候に係る情報を見聞したときは、直ちに事務局長へ危機情報の報告を行わなければならない。

（改廃手続）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2019年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月13日から施行する。

附 則 （注）2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。